

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1～4号機建屋滞留水移送装置の追設等）に係る面談
2. 日時：令和元年10月23日（水）15時05分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、田上係員
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクト計画部 担当3名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画変更認可申請（1～4号機建屋滞留水移送装置の追設等）に関して、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 露出水位計及び排水完了エリア水位計について
 - ✓ 露出水位計のあるエリアは、連通しているエリアにある水位計により水位状況の監視が可能
 - ✓ 排水完了エリアは、周囲のエリアとの連通が切れている孤立エリアであるが、定期的な手測りにより水位状況を監視している
- 建屋の孤立エリア及び滞留水の状況について
 - ✓ 今回追設する滞留水移送装置を用いることにより、2020年末には1～3号機の原子炉建屋以外の建屋が排水完了エリアとなる見込み

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認した。

6. その他

資料：

- 1～4号機滞留水移送装置の追設に伴う実施計画の変更について
- 建屋の孤立エリアおよび滞留水の状況について